



いじめ防止基本方針

令和7年8月改定

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

『いじめ』とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人間関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・理由もなくいじわるなことをされる。
- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

からかひやいじわる、いたずらや嫌がらせ、陰口や無視、叩かれる、蹴られる等がいじめの行為として挙げられる。これらは、行為だけを見れば、好ましくはないものの、「ささいなこと」、日常的によくあるトラブルである。しかし、そうした行為が、継続的に繰り返されたり、複数の者からいじめを受けたりすることで、いらいら・困惑・不安感・屈辱感・孤立感・恐怖感等がつり、精神的に追い込まれていくことがある。さらに、暴行や傷害、恐喝などのように、犯罪行為としてエスカレートしていく危険性もある。

いじめは、大人の目につきにくいように行われることが多いため、気づかずに見過ごしてしまったり、気づいてもふざけや遊び、よくあるトラブル等と判断して見逃してしまったりする可能性がある。さらに、「いじめは簡単には解決されない」、「解決が不十分だとよけいにいじめがエスカレートすることもある」と生活経験から感じている児童生徒もおり、自分からいじめを訴えないこともあり得る。いじめを受けた児童や周囲の児童に、いじめに気付いたり、相談したりする力を育むとともに、大人が児童との信頼関係を築くよう努めたり、いじめを訴えやすい体制を整えたりするなどして、見えにくい心理的・精神的な被害に目を向けられるようにしていくことを大事に考える。

いじめの定義に基づき、個々の行為が「いじめ」に当たるのかどうかの判断は、いじめられた児童の立場に立ち、本人や周囲の状況等を客観的に確認するなどして複数の教員で行う。いじめはどの子にも起こりうるものであることを心に留め、いじめられた児童の気持ちに寄り添い、ささいなできごとであっても軽視せずに、いじめの可能性のある事象について認知の対象とすること、その際、「いじめ」という言葉でくくることがなく、具体的な行為と児童の気持ちを結びつけることが重要である。

(2) いじめに対する教員の基本姿勢

いじめに対して教職員がとるべき基本姿勢としては、以下のようなものがある。

- ・いじめはどの児童にも、どの学校にも起こりうるものである。
- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ・いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ・いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ・いじめはその行為の様態により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ・いじめは教職員の児童観や指導のあり方が問われる問題である。
- ・いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている。
- ・いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

2 いじめやいじめにつながる場面を早期発見するために

早期発見に結びつけるために

- (1) 本人や保護者、周囲の者からの訴えや悩みの中から。(教師の使命、人権感覚)
- (2) 日記や日常会話、交友状況、表情や言動、遊びや学習への取り組み、変化、ストレス状況の気づきの中から。(関わり、観察)
- (3) 校内職員(養護教諭、事務職員、支援員、業務支援員なども含め)からの聞き取りを通して。(情報収集)
- (4) 児童や担任、職員が対話できる時間を設け、その中から。
- (5) いじめの実態調査(市教委へ報告する月にあわせて実施する。報告月6・9・12・3月の月初め)から。
「いじめ等の実態調査」を、下の表にしたがって、全学級で行う。この調査は、市教委より依頼されている調査ではあるが、学校側としても、定期的に調査を実施することで、いじめを小さなうちに事実として把握し、その解決に向けて速やかに対処するための調査とする。

調査回数	調査日(全学級)	学年会で検討	結果を入力・係主任へ提出
1	6月中旬	6月最終週まで	6月 末
3	9月中旬	9月最終週まで	9月 末
4	12月中旬	12月最終週まで	12月 終業式
6	3月初旬	3月第3週目まで	3月 終業式

「いじめ等の実態調査」の取り上げについて	H29年度より
いじめの定義を 「その子どもがいじめと感じたら、それはいじめである(県教委の調査基準のもの)」 とし、子どもが記述(低学年は報告)をしたら、担任は必ず、その子どもに記述(報告)内容の詳細を確認し、いじめかどうかの判断をして対応する。	

調査結果を学年会で話題にし、各学年の委員は、些細なことでもかまわないので、その結果をまとめる。
(全体の集計は、係主任が行い、校長・教頭に報告する)

- (6) 日常の生徒指導から
児童の様子・児童との会話・日記指導などいじめに関する事について、意識を高く持ち児童の指導に当たる。
- (7) 相談窓口から
保健室を相談窓口とし、必要な情報を関係の職員と連携対応する。
- (8) その他
 - ・担任や委員は、いじめにかかわる記録(事実・経過・子どもの様子・委員会の内容等)をとる。
 - ・「いじめ等の実態調査」用紙の扱いや管理には、十分に注意する。
 - ・保護者・地域への周知もしていく。
いじめに関する支援体制について、啓発していく。(学校便り、学年便り、保健室便り等)

3 対応について

(1) 担任・学年会

些細なことも同士の人間関係や接し方に気を配り指導していく。

また、学年会でも取り上げていく。

(2) いじめに関する校内支援体制(教務会・支援会議を中心に行う)

① 教務会

生徒指導に関することを常に話題に取り上げていく。

② 支援会議

いじめについて、状況に応じて適時いじめ不登校対策会議を開き、対応策を検討する。

実施にあたっては、いじめに関する実態調査を受けて、担任と各学年の委員と係主任で相談をし、係主任が教頭と相談したうえで決定する。

校長・教頭・学年主任・担任・対象児童に関わる職員が状況に応じて参加し、組織して対応する。

③ 職員会議等

全職員が連携し合うためにも、職員会議での報告を行う。

支援会議を中心に全職員で対応していく。

(3) 保護者との連携

対応策について、十分説明をして了解をもらう。

(4) 教育課程での位置づけ

① 道徳、特別活動、人権教育等で学年に応じた指導を行う。

② 児童会の交流委員会との活動と連携を図る。

(5) 職員研修について

① チェックシート等での個々の見返しにより意識の向上を図る。

② 必要に応じて計画的に実施する。

(6) その他

① 担任や委員は、いじめにかかわる記録(事実・経過・子どもの様子・委員会の内容等)をとる。

② 「いじめ等の実態調査」用紙の扱いや管理には、十分に注意する。

4 いじめ対応体制の流れ

